耐用年数表

(償却資産申告用)

次

目

資産	コー	- ド	資	産	の	種	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	頁
第	1	種	構		築		物	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	3	種	船				舶	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第	4	種	航		空		機	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第	5	種	車	両 及	び	運 搬	具	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第	6	種	工具	1、器	具。	及び備	品	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
笜	9	繙	1418	ᅓ	4 T	16 14	署																		1 /

彦根市総務部税務課資産税係

1 「耐用年数表」について

耐用年数表(「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の別表)に定める各項目、すなわち「資産の種類」、「構造又は用途」(「機械及び装置」にあっては「設備の種類」)、「細目」、「耐用年数」から成り、これを一覧表にしたものです。

2 目 的

固定資産(償却資産)申告書の作成にあたり、特に種類別明細書に掲げる資産(減価償却資産)の 耐用年数の記入に際し納税者の便宜を図るために作成したものです。

3 使 い 方

償却資産種類別明細書の作成にあたっては、この耐用年数表を次のように使ってください。

あなたが所有する資産がいずれかの種類(第1種~第6種)にあてはまるか先に確認し、その後に該当する種類の中から「構造または用途」(「機械及び装置」にあっては「設備の種類」)及び「細目」を見ながら該当資産の耐用年数を決めます。決まったらその耐用年数を記入して下さい。(ただし、中古見積耐用年数または短縮耐用年数等が適用される場合には、その耐用年数を記入してください。この場合に限り、この耐用年数と異なってもかまいません。なお、中古見積耐用年数、短縮耐用年数の詳細については末尾の解説を参照してください。

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
	鉄骨鉄筋コンクリート造又	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	50 年
	は鉄筋コンクリート造のも	住宅用・寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの	47
	0	飲食店用・貸席用・劇場用・演奏場用・映画館用又は舞踏場 用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める 木造内装部分の面積が3割を超えるもの	34
		その他のもの	41
		旅館用又はホテル用のもの	
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超 えるもの	31
		その他のもの	39
		店舗用のもの	39
		病院用のもの	39
		変電所用・発電所用・送受信所用・停車場用・車庫用・格納 庫用・荷扱所用・映画製作ステージ用・屋内スケート場用・魚 市場用又はと畜場用のもの	38
		公衆浴場用のもの	31
建		工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの	01
		塩素・塩酸・硫酸・硝酸その他の著しい腐食性を有する液	
		体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫	0.4
		用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く)及び放射性同	24
		位元素の放射線を直接受けるもの	
		塩・チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵	
		置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に 受けるもの	31
		その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	21
		その他のもの	31
		その他のもの	38
	れんが造・石造又はブロッ	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	41
	ク造のもの	店舗用・住宅用・寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの	38
		飲食店用・貸席用・劇場用・演奏場用・映画館用又は舞踏場	38
物		用のもの 旅館用・ホテル用又は病院用のもの	36
		変電所用・発電所用・送受信所用・停車場用・車庫用・格納	
		庫用・荷扱所用・映画製作ステージ用・屋内スケート場用・魚 市場用又はと畜場用のもの	34
		公衆浴場用のもの	30
		工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの	00
		塩素・塩酸・硫酸・硝酸その他の著しい腐食性を有する液	
		体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉	22
		庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く)	
		塩・チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵	
		置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に	28
		受けるもの	
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	20
		その他のもの その他のもの	30
		てマンIIEマンロマン	34

	金属造のもの(骨格材の	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	38
	肉厚が4ミリメートルを超え るものに限る)	店舗用・住宅用・寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの	34
		飲食店用・貸席用・劇場用・演奏場用・映画館用又は舞踏場用のもの	31
		変電所用・発電所用・送受信所用・停車場用・車庫用・格納庫用・荷扱所用・映画製作ステージ用・屋内スケート場用・魚市場用又はと畜場用のもの	31
		旅館用・ホテル用又は病院用のもの	29
		公衆浴場用のもの	27
		工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの 塩素・塩酸・硫酸・硝酸その他の著しい腐食性を有する液 体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの・冷蔵倉庫 用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く)及び放射性同 位元素の放射線を直接受けるもの 塩・チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵	20
		置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に 受けるもの	25
建		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	19
		その他のもの その他のもの	26 31
	金属造のもの(骨格材の	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	30
	肉厚が3ミリメートルを超え 4ミリメートル以下のものに		27
	限る)	飲食店用・貸席用・劇場用・演奏場用・映画館用又は舞踏場 用のもの	25
		変電所用・発電所用・送受信所用・停車場用・車庫用・格納 庫用・荷扱所用・映画製作ステージ用・屋内スケート場用・魚 市場用又はと畜場用のもの	25
		旅館用・ホテル用又は病院用のもの	24
		公衆浴場用のもの	19
物		工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの 塩素・塩酸・硫酸・硝酸その他の著しい腐食性を有する液 体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉 庫用のもの 塩・チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵	15
		置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に 受けるもの その他のもの	19
	金属造のもの(骨格材の	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	24 22
	肉厚が3ミリメートル以下のものに限る)		19
		飲食店用・貸席用・劇場用・演奏場用・映画館用又は舞踏場用のもの	19
		変電所用・発電所用・送受信所用・停車場用・車庫用・格納 庫用・荷扱所用・映画製作ステージ用・屋内スケート場用・魚 市場用又はと畜場用のもの	19
		旅館用・ホテル用又は病院用のもの	17
		公衆浴場用のもの	15
		工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの 塩素・塩酸・硫酸・硝酸その他の著しい腐食性を有する液 体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉 庫用のもの	12

		塩・チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵	
		温・ブラ明石での他の者しい、樹牌性を有する画体を吊時敞置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に 受けるもの	14
		その他のもの	17
	木造又は合成樹脂造のも	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	24
	0	店舗用・住宅用・寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用 のもの	22
		飲食店用・貸席用・劇場用・演奏場用・映画館用又は舞踏場 用のもの	20
		変電所用・発電所用・送受信所用・停車場用・車庫用・格納 庫用・荷扱所用・映画製作ステージ用・屋内スケート場用・魚 市場用又はと畜場用のもの	17
		旅館用・ホテル用又は病院用のもの	17
建		公衆浴場用のもの	12
, —		工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの	
		塩素・塩酸・硫酸・硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	9
		塩・チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵 置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に 受けるもの	11
	I H S St S	その他のもの	15
	木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	22
		店舗用・住宅用・寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの	20
		飲食店用・貸席用・劇場用・演奏場用・映画館用又は舞踏場	19
		用のもの 変電所用・発電所用・送受信所用・停車場用・車庫用・格納	
物		変電別用・発電別用・送叉信別用・停車場用・単単用・俗網 庫用・荷扱所用・映画製作ステージ用・屋内スケート場用・魚 市場用又はと畜場用のもの	15
		前場用文は乙苗場用のもの 旅館用・ホテル用又は病院用のもの	15
		公衆浴場用のもの	11
		工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの	"
		塩素・塩酸・硫酸・硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	7
		塩・チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵 置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に 受けるもの	10
	65 U 74 W	その他のもの	14
	簡易建物	木製主要柱が10センチメートル角以下のもので、土居ぶき・ 杉皮ぶき・ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	10
		掘立造のもの及び仮設のもの	7
建	電気設備(照明設備を含む)	蓄電池電源設備 その他のもの	6 15
物	給排水又は衛生設備及び ガス設備		15
付	冷房・暖房・通風又はボイ ラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの) その他のもの	13 15
I	昇降機設備	エレベーター	17
属		エスカレーター	15
設	消火・排煙又は災害報知 設備及び格納式避難設備		8
備	エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15

建		その他のもの	8
物	店用簡易装備		3
付	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
属	前掲のもの以外のもの及	主として金属製のもの	18
設	び前掲の区分によらない		
備	もの	その他のもの	10
	鉄道業用又は軌道業用の		20
	もの	まくら木	
		木製のもの	8
		コンクリート製のもの	20
		金属製のもの	20
		分岐器	15
		通信線・信号線及び電燈電力線	30
		信号機	30
		送配電線及びき電線	40
		電車線及び第三軌条	20
		帰線ボンド まなれていた ナナル・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・	5
構		電線支持物(電柱及び腕木を除く)	30
		木柱及び木塔(腕木を含む) 架空索道用のもの	15
		朱空糸垣用のもの その他のもの	15
		てい他のもの	25
		線路設備	
		軌道設備	
		道床	60
		その他のもの	16
		土工設備	57
		本工政院 橋りよう	37
		鉄筋コンクリート造のもの	50
		鉄骨造のもの	40
築		その他のもの	15
		トンネル	10
		鉄筋コンクリート造のもの	60
		れんが造のもの	35
		その他のもの	30
		その他のもの	21
		停車場設備	32
		電路設備	
		鉄柱・鉄塔・コンクリート柱及びコンクリート塔	45
		 踏切保安又は自動列車停止設備	12
		その他のもの	19
物		その他のもの	40
	その他の鉄道用又は軌道	軌条及びその付属品並びにまくら木	15
	用のもの	道 床	60
		土工設備	50
		橋りょう	
		鉄筋コンクリート造のもの	50
		鉄骨造のもの	40
		その他のもの	15
		トンネル	
		鉄筋コンクリート造のもの	60
		れんが造のもの	35
		その他のもの	30

		その他のもの	30
	発電用又は送配電用のも の	小水力発電用のもの(農山漁村電気導入促進法〈昭和27年 法律第358号〉に基づき建設したものに限る)	30
		その他の水力発電用のもの(貯水池・調整池及び水路に限る)	57
		汽力発電用のもの(岸壁・さん橋・堤防・防波堤・煙突・その他 汽力発電用のものをいう)	41
		送電用のもの地中電線路	25
		塔・柱・がい子・送電線・地線及び添加電話線	36
		配電用のもの 鉄塔及び鉄柱	50
+		鉄筋コンクリート柱	42
構		木柱	15
		配電線	30
		引込線	20
		添加電話線	30
		地中電線路	25
	電気通信事業用のもの	通信ケーブル	
		光ファイバー製のもの	10
		その他のもの	13
		地中電線路	27
		その他の線路設備	21
	放送用又は無線通信用の		
	もの	円筒空中線式のもの	30
築		その他のもの	40
*		鉄筋コンクリート柱	42
		木塔及び木柱	10
		アンテナ	10
	曲社衆田のもの	接地線及び放送用配線	10
	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	
		果樹棚又はホップ棚	14
		その他のもの	17
		主として金属造のもの	14
		主として木造のもの	5
		土管を主としたもの その他のもの	10
	広告用のもの	金属造のもの	8 20
物	/ √ □ / 11 < / Ū < /	金属追りもの	20 10
	競技場用·運動場用·遊園		10
	地用又は学校用のもの	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の もの	45
		主として鉄骨造のもの	30
		主として木造のもの	10
		競輪場用競争路	
		コンクリート敷のもの	15
		その他のもの	10
		ネット設備	15
		野球場・陸上競技場・ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30
		水泳プール	30
		\1\N\1\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	JU

児童用のもの			その他のもの	
中央の他のもの				
表の他のもの その他のもの 主として木造のもの 主として木造のもの 主として木造のもの 主として木造のもの 主として木造のもの 主として木造のもの 主として木造のもの 主として木造のもの を除く。 「本の他の緑化性施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるもの を除く。と 「本の他の緑化性施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるもの を除く。と 「カフィファルト敷フは木れんが敷又は石敷のもの 「カステストステルト教文は木れんが敷のもの 「アステステルト教文は木れんが敷のもの 「アステステルト教の上の 「カストル ちの 神経・さん橋・防壁(爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤・ ちの に ・ 大き ・ 大・ 大き ・ 大き ・ 大き ・ 大き 人				
その他のもの				10
その他のもの 主として木造のもの 主として木造のもの 主として木造のもの を除く を除く を除く の他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるもの を除く) 編装道路及び舗装路面 コンクリート等・プロック敷・れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの にチェーマルス敷のもの (前掲のものを除く) 「神経・さん情・防壁(帰発物用のものを除く)・堤防・防波堤・ 塔・やぐ・上水道・水子の及び用水用ゲム ・ なりを取り出り、 15				45
注して不透のもの			- · - ·	15
#他施設及び庭園 その他のもの 30			- ,— -	
様性			, – -	
をの他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるもの を除く。) 「新装道路及び舗装路面			- ,	
を除く。		緑化施設及び庭園		7
#				20
### アスファルト敷又は木れんが敷のもの にチューマルス敷のもの にチューマルス敷のもの にチューマルス敷のもの (対策的コングリート造のもの (前掲のものを除く) に			- 7 1 13 7	20
### ビチューマルス敷のもの 3		舗装道路及び舗装路面		15
# 学	構		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
は鉄筋コンクリート造のものを除く) トンネル	1 171		ビチューマルス敷のもの	3
(前掲のものを除く) 「精・空ぐら・上水道・水そう及び用水用ダム ・ で、・上水道・水そう及び用水用ダム ・ で、・上水道・水そう及び用水用ダム ・ で、・上水道・水そう及び用水用ダム ・ で、・上水道・水そう及び用水用ダム ・ で、・上水道・大きりをで、 ・ で、・上水道・大きりをで、 ・ で、・上水道・大きりをで、 ・ で、・上水道・大きりをで、 ・ で、・上水道をで、 ・ で、 ・ で ・ で		鉄骨鉄筋コンクリート造又	水道用ダム	80
操・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			トンネル	75
第・やぐら・上水道・水そう及び用水用ダム		の(前掲のものを除く)	橋	60
(整・マイち・上水道・水でり及び用水用タム 乾ドック サイロ 下水道・煙突及び焼却炉 高架道路・製塩用ちんでん池・飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの コンクリート造又はコンク リートブロック造のもの(前 掲のものを除く) ・			岸壁・さん橋・防壁(爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤・	
第			塔・やぐら・上水道・水そう及び用水用ダム	50
(集) サイロ 下水道・煙突及び焼却炉 高架道路・製塩用ちんでん池・飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの コンクリート造又はコンク リートブロック造のもの(前 掲のものを除く) ・			乾ドック	45
下水道・煙突及び焼却炉 高架道路・製塩用ちんでん池・飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの コンクリート造又はコンク リートブロック造のもの(前 掲のものを除く) # サイロ 岸壁・さん橋・防壁 (爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤・トンネル・上水道及び水そう 下水道・飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 が業用廃石捨場 その他のもの れんが造のもの(前掲のものを除く) # 50 煙突・煙道・焼却炉・へい及び爆発物用防壁 塩素・クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する 気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たのしのもの たのしのもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たの他のもの たのしのもの たの他のもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たの他のもの たの他のもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしもの たのしのもの たの他のもの たのしのもの たのしのもの たのしのもの たのしのとの たの他のもの たのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとのとの たのとの たのとのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たのとの たの たのとの たの たのとの たのとの たの たのとの たの たの たの たの たの たの たの たの たの たの たの たの たの			サイロ	
高架道路・製塩用ちんでん池・飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの コンクリート造又はコンク リートブロック造のもの(前 掲のものを除く) 「下水道・飼育場及びへい 操発物用のものを除く)・堤防・防波堤・トンネル・上水道及び水そう 下水道・飼育場及びへい 操発物用防壁 引湯管 が おんが造のもの(前掲のもの) が関係(爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤及びトンネル 煙突・煙道・焼却炉・へい及び爆発物用防壁 塩素・クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する 気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの を除く) 「関節・防寒・慢・皮が下水道・筋を関係を動用のものを除く)・堤防・防波堤 塩素・クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する 気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの をいたのといる が関係では、関係を動用のものを除く)・堤防・防波堤・大水道及び用水池 乾ドック 下水道・へい及び爆発物用防壁 をの他のもの 大水道及び用水池 で、水道をいれるで、関係を動用防壁 をの他のもの 大流道及び用水池 で、水道をいれるで、関係を発動用防壁 をの他のもの 大流道及び用水池 で、水道とび用水池 下水道・、いい 「防薬・浸剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			下水道・煙突及び焼却炉	
操発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの				
選船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの 24 15 20 20 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21			, ., ,	
放射性同位元素の放射線を直接受けるもの			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(株) までいる (では、) は (は では、) は (は いは では、) は (は いは いは いは いは (は いは いは いは いは いは (は いは			_,,	
コンクリート造又はコンク リートブロック造のもの(前 掲のものを除く) やぐら及び用水池 サイロ 岸壁・さん橋・防壁 (爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤・トンネル・上水道及び水そう 下水道・飼育場及びへい 爆発物用防壁 13 引湯管 10 鉱業用廃石捨場 その他のもの 40 れんが造のもの(前掲のものを除く)・堤防・防波堤及びトンネル 煙突・煙道・焼却炉・ヘい及び爆発物用防壁 塩素・クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する 気体の影響を受けるもの 25 その他のもの 40 石造のもの(前掲のものを除く)・堤防・防波堤・上水道及び用水池 乾ドック 下水道・ヘい及び爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤・上水道及び用水池 乾ドック 下水道・ヘい及び爆発物用防壁 35 その他のもの 45 上水道及び用水池 乾ドック 下水道・ヘい及び爆発物用防壁 35 その他のもの 50 上水道及び用水池 50	统			
切ートブロック造のもの(前 掲のものを除く) サイロ 岸壁・さん橋・防壁(爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤・トンネル・上水道及び水そう 下水道・飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの 15 れんが造のもの(前掲のものを除く) 5 かを除く) 大の他のもの を除く) 物 大の他のもの を除く) 本の他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの との他のもの との他のもの との他のもの をがック 下水道・へい及び爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤・上水道及び用水池 乾ドック 下水道・へい及び爆発物用防壁 その他のもの 50 土造のもの(前掲のものを 除く) 大のとび爆発物用防壁 その他のもの をがったい及び爆発物用防壁 その他のもの 35 土造のもの(前掲のものを 除く) 防壁(爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤及び自動車道 ト水道及び用水池 下水道 40 上水道及び用水池 下水道 15 たが道及び用水池 下水道 30 下水道 15 と水道及び用水池 下水道 15	架	コンカルート半フパーンカ		
掲のものを除く)				
************************************			, ·	34
下水道・飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの れんが造のもの(前掲のものを除く)・堤防・防波堤及びトンネル 煙突・煙道・焼却炉・へい及び爆発物用防壁 塩素・クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する 気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの とか道及び用水池 乾ドック 下水道・へい及び爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤・ 上水道及び用水池 乾ドック 下水道・へい及び爆発物用防壁 と水道及び用水池 乾ドック 下水道・へい及び爆発物用防壁 との他のもの 大変を受けるもの(前掲のものを除く)・堤防・防波堤・ 上水道及び用水池 乾ドック 下水道・へい及び爆発物用防壁 をの他のもの 大変を受けるもの(前掲のものを除く)・堤防・防波堤をが 15 15 15 15 15		150 0 0 5 5 W ()		30
操発物用防壁 13 10 3 3 10 3 3 3 3 3 3 3 3 3				15
引湯管 10				

れんが造のもの(前掲のものを除く)・場防・防波場及びトンネル のを除く) 「煙突・煙道・焼却炉・へい及び爆発物用防壁 塩素・クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する 気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの その他のもの 40 石造のもの(前掲のものを除く) 「岸壁・さん橋・防壁(爆発物用のものを除く)・場防・防波場・ 上水道及び用水池 乾ドック 下水道・へい及び爆発物用防壁 35 その他のもの 50 土造のもの(前掲のものを 防壁(爆発物用のものを除く)・場防・防波堤及び自動車道 40 上水道及び用水池 15 へい い 20				
物		10) 204 01 0 (444 0)	·	
地震・クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する 気体の影響を受けるもの 25 その他のもの 40 石造のもの(前掲のものを 岸壁・さん橋・防壁(爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤・上水道及び用水池 乾ドック 7水道・へい及び爆発物用防壁 35 その他のもの 50 大造のもの(前掲のものを 防壁(爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤及び自動車道 40 上水道及び用水池 30 下水道 へい い				50
物 気体の影響を受けるもの 7 その他のもの その他のもの 40 石造のもの(前掲のものを 除く)・地域のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		ツを除く		
物 気体の影響を受けるもの その他のもの 25 その他のもの 40 石造のもの(前掲のものを除く)・ 岸壁・さん橋・防壁(爆発物用のものを除く)・ 堤防・防波堤・上水道及び用水池乾ドック下水道・へい及び爆発物用防壁その他のもの 50 土造のもの(前掲のものを除く) 防壁(爆発物用のものを除く)・ 堤防・防波堤及び自動車道保 上水道及び用水池下水道へい 30 下水道へい 15 へい 25 25 40 上水道及び用水池で 30 下水道へい 20				7
その他のもの40石造のもの(前掲のものを除く)・堤防・防波堤・ 上水道及び用水池 乾ドック 下水道・へい及び爆発物用防壁 その他のもの50土造のもの(前掲のものを 除く)防壁(爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤及び自動車道 40上水道及び用水池 下水道 へい30下水道 へい15へい20	物			•
石造のもの(前掲のものを 除く)			- ,— -	
除く) 上水道及び用水池 50 乾ドック 45 下水道・へい及び爆発物用防壁 35 その他のもの 50 土造のもの(前掲のものを 除く)・場防・防波堤及び自動車道 40 上水道及び用水池 30 下水道 15 へい 20				40
上水道及び用水池 乾ドック 45 下水道・へい及び爆発物用防壁 35 その他のもの 15 15 へい い				50
下水道・へい及び爆発物用防壁 35 その他のもの 50 土造のもの(前掲のものを 除く) 防壁(爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤及び自動車道 40 上水道及び用水池 30 下水道 15 へい 20		除く)		
その他のもの 50 土造のもの(前掲のものを 除く) 防壁(爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤及び自動車道 (株) 40 上水道及び用水池 下水道 へい 15 20 20				45
土造のもの(前掲のものを 防壁(爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤及び自動車道 除く) 40 上水道及び用水池 下水道 へい 15 20 20				
除く) 40 上水道及び用水池 30 下水道 15 へ い 20			- ,	50
上水道及び用水池 30 下水道 15 へい 20			防壁(爆発物用のものを除く)・堤防・防波堤及び自動車道	40
下水道 へ い 20		除く)		40
へ い 20			上水道及び用水池	30
へ い 20			下水道	15
			~ V	
			爆発物用防壁及び防油堤	17

		その他のもの	40
	金属造のもの(前掲のもの		45
	を除く)	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	25
		サイロ	22
		送配管	
		鋳鉄製のもの	30
		鋼鉄製のもの	15
		ガス貯そう	
構		液化ガス用のもの	10
		その他のもの	20
		薬品貯そう	
		塩酸・ふっ酸・発煙硫酸・濃硝酸その他の発煙性を有する 無機酸用のもの	8
		有機酸用又は硫酸・硝酸その他前掲のもの以外の無機酸 用のもの	10
retor		アルカリ類用・塩水用・アルコール用その他のもの 水そう及び油そう	15
築		鋳鉄製のもの	25
		鋼鉄製のもの	15
		浮きドック	20
		飼育場	15
		つり橋・煙突・焼却炉・打込み井戸・へい・街路灯及びガードレール	10
		露天式立体駐車場設備	15
		その他のもの	45
物	合成樹脂造のもの(前掲 のものを除く)		10
	木造のもの(前掲のものを	橋・塔・やぐら及びドック	15
	除く)	岸壁・さん橋・防壁・堤防・防波堤・トンネル・水そう・引湯管及 びへい	10
		飼育場	7
		その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの及び	主として木造のもの	15
	前掲の区分によらないもの	その他のもの	50

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目 おりまた おおり かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅう	耐用年数
	船舶法(明治32年法律第 46号)第4条から第19条ま での適用を受ける鋼船		
	漁船	総トン数が5百トン以上のもの	12
		総トン数が5百トン未満のもの	9
	油そう船	総トン数が2千トン以上のもの	13
		総トン数が2千トン未満のもの	11
	薬品そう船		10
	その他のもの	総トン数が2千トン以上のもの	15
		総トン数が2千トン未満のもの	
		しゅんせつ船及び砂利採取船	10
		カーフェリー	11
rit/		その他のもの	14
船	船舶法第4条から第19条ま での適用を受ける木船		
	漁 船		6
	薬品そう船		8
	その他のもの		10
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船(他の項に掲げるものを除く)		9
	船舶法第4条から第19条ま での適用を受ける強化プラ スチック船		7
舟白	船舶法第4条から第19条ま での適用を受ける水中翼 船及びホバークラフト		8
	その他のもの		
	鋼船	しゅんせつ船及び砂利採取船	7
		発電船及びとう載漁船	8
		ひき船	10
	1.70	その他のもの	12
	木船	とう載漁船	4
		しゅんせつ船及び砂利採取船	5
		動力漁船及びひき船	6
		薬品そう船	7
	w - 11 - 3 -	その他のもの	8
	その他のもの	モーターボート及びとう載漁船	4
		その他のもの	5

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
	飛行機	主として金属製のもの	
航		最大離陸重量が130トンを超えるもの	10
		最大離陸重量が130トン以下のもので、5.7トンを超えるも	8
空		最大離陸重量が5.7トン以下のもの	5
		その他のもの	5
機	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	5
		その他のもの	5

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
	鉄道用又は軌道用車両	電気又は蒸気機関車	18
	(架空索道用搬器を含む)	電車	13
		内燃動車(制御車及び付随車を含む)	11
車		貨 車 高圧ボンベ車及び高圧タンク車	10
*		薬品タンク車及び冷凍車	12
		その他のタンク車及び特殊構造車	15
		その他のもの	20
		線路建設保守用工作車	10
両		鋼索鉄道用車両	15
		架空索道用搬器	13
		閉鎖式のもの	10
		その他のもの	5
及		無軌条電車	8
<i>/</i> X		その他のもの	20
	特殊自動車(この項には、	消防車・救急車・レントゲン車・散水車・放送宣伝車・移動	20
	別表第2第334号の自走式	無線車及びチップ製造車	5
	作業用機械を含まない)	モータースィーパー及び除雪車	4
び		タンク車・じんかい車・し尿車・寝台車・霊きゅう車・トラックミ	
		キサー・レッカーその他特殊車体を架装したもの	
		小型車(じんかい車及びし尿車にあっては積載量が2トン	
運		以下、その他のものにあっては総排気量が2リットル以下 のものをいう)	3
		その他のもの	4
	運送事業用、貸自動車業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	用又は自動車教習所用の	自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く)	
搬	車両及び運搬具(前掲の	小型車(貨物自動車にあっては積載量が2トン以下、その	
颁	ものを除く)	他のものにあっては総排気量が2リットル以下のものをい	3
		う) その他のもの	
			5
		大型乗用車(総排気量が3リットル 以上のものをいう)	J
具		以上のものをいり	4
		乗合自動車	4 5
		来合自動車 自転車及びリヤカー	ა 2
		日転車及びリヤルー 被けん引車その他のもの	4
		がいたが井ででで一回できない	4

	前掲のもの以外のもの	自動車(二輪又は三輪自動車は除く)	
		小型車(総排気量が0.66リットル以下のものをいう)	4
車		その他のもの	
		貨物自動車	
両		ダンプ式のもの	4
lini		その他のもの	5
		報道通信用のもの	5
及		その他のもの	6
		二輪又は三輪自動車	3
び		自転車	2
0,		鉱山用人車・炭車・鉱車及び台車	
		金属製のもの	7
運		その他のもの	4
		フォークリフト	4
Lén.		トロッコ	
搬		金属製のもの	5
		その他のもの	3
具		その他のもの	
		自走能力を有するもの	7
		その他のもの	4

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
	測定工具及び検査工具(電 気又は電子を利用するもの を含む)		5
	治具及び取付工具		3
	ロール	金属圧延用のもの	4
エ		なっ染ロール・粉砕ロール・混練ロールその他のもの	3
	型(型枠を含む)、鍛圧工具 及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型・合成樹脂・ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
		その他のもの	3
	切削工具		2
	金属製柱及びカッペ		3
具	古子及い古子に吊用される 金属	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る) 自製活字及び活字に常用される金属	2 8
	前掲のもの以外のもの	白金ノズル	13
	H1135100008V21.02000	その他のもの	3
	前掲の区分によらないもの	白金ノズル	13
		その他の主として金属製のもの	8
		その他のもの	4
	1. 家具・電気機器・ガス機	事務机・事務いす及びキャビネット	
	器及び家庭用品(他の項に		15
	掲げるものを除く)	その他のもの	8
88		応接セット	_
器		接客業用のもの その他のもの	5 8
		ベッド	8
		児童用机及びいす	5
		陳列だな及び陳列ケース	
具		冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
		その他の家具	-
		接客業用のもの その他のもの	5
		主として金属製のもの	15
及		その他のもの	8
		ラジオ・テレビジョン・テープレコーダーその他の音響機器	5
		冷房用又は暖房用機器	6
		電気冷蔵庫・電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
び		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く)	4
		カーテン・座ぶとん・寝具・丹前その他これらに類する 繊維製品	3
		じゅうたんその他の床用敷物	
備		小売業用・接客業用・放送用・レコード吹込用又は劇場用のもの	3
		その他のもの	6
		室内装飾品	15
		主として金属製のもの その他のもの	15 8
		食事又はちゅう房用品	٥
品		陶磁器製又はガラス製のもの	2
		その他のもの	5
		その他のもの	4.5
		主として金属製のもの その他のもの	15 8

	9 東敦州県西州南岸州県	勝写 製型 なび カノプラノカ	1
	4. 尹伤陇奋及い迪信煖奋	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの	3
		その他のもの	5
		電子計算機	
		パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)	4
		その他のもの	5
		複写機・計算機(電子計算機を除く)・金銭登録機・タイ	5
器		ムレコーダーその他これらに類するもの	
		その他の事務機器	5
		テレタイプライター及びファクシミリ インターホン及び放送用設備	5 6
		インターホン及い放送用設備 電話設備その他の通信機器	O
		電品は個での個の週間機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
		その他のもの	10
	3. 時計・試験機器及び測	時 計	10
具	定機器	度量衡器	5
	4 业学继明五兆军古制化	試験又は測定機器	5 2
	4. 光学機器及び写真製作 機器	カメラ・映画撮影機・映写機及び望遠鏡	5
	TIPXALI	引伸機・焼付機・乾燥機・顕微鏡その他の機器	8
	5. 看板及び広告器具	看板・ネオンサイン及び気球	3
		マネキン人形及び模型	2
		その他のもの	
及		主として金属製のもの	10 5
<i>/</i>	 6. 容器及び金庫	_ その他のもの ボンベ	5
	0. 各部及0亚库	溶接製のもの	6
		鍛造製のもの	
		塩素用のもの	8
		その他のもの	10
		ドラム缶・コンテナーその他の容器	7
てド		大型コンテナー(長さが6メートル以上のものに限る) その他のもの	,
0,		金属製のもの	3
		その他のもの	2
		金庫	
		手さげ金庫	5
	7 理索刀/4羊索機型	その他のもの	20 5
	7. 理容又は美容機器 8. 医療機器	消毒殺菌用機器	5 4
/±±:	○・ <u> ○ </u>	手術機器	5
備		血液透析又は血しょう交換用機器	7
		ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓	6
		練機器	_
		調剤機器	6
		歯科診療用ユニット	7
		光学検査機器 ファイバースコープ	6
н		その他のもの	8
品		その他のもの	
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
		移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析	4
		その他のもの	6
		その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの	3
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5

		たまつき用具	8
	及び興業又は劇場用具	パチンコ器・ビンゴ器その他これらに類する球戯用具 及び射的用具	2
		及い射的用兵 碁・ 将棋・マージャン・その他の遊戯具	5
器		春・行侠・マーンヤン・てい他の <u></u> 遊戯兵 スポーツ具	3
1117		劇場用観客いす	3
		どんちょう及び幕	5
		衣しょう・かつら・小道具及び大道具	2
		その他のもの	
具		主として金属製のもの	10
	10 #- #/m	その他のもの	5
	10. 生 物	植物 貸付業用のもの	2
		その他のもの	15
及		動物	10
义		魚類	2
		鳥類	4
	Villa - National American	その他のもの	8 2
	11. 前掲のもの以外のもの	映画フィルム(スライドを含む)・磁気テープ及びレコード	
び		シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木	2 3
		漁具	3
		葬儀用具	3
		楽 器	5
/+++ <u>-</u>		自動販売機(手動のものを含む)	5
備		無人駐車管理装置	5
		焼却炉	5
		その他のもの 主として金属製のもの	10
		その他のもの	10 5
品	12. 前掲する資産のうち、	主として金属製のもの	15
			8
	ている前掲の耐用年数によ		
	るもの以外のもの及び前掲		
	の区分によらないもの		

別表第二 機械及び装置の耐用年数表

	B _一 機械及び装直の耐用年数表 設備の種類	細 目	耐用年数
1.	食料品製造業務用設備		10 年
2.	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
		炭素繊維製造設備 黒鉛化炉	3
3.	繊維工業用設備	その他の設備	7
		その他の設備	7
4.	木材又は木製品(家具を除く。)製造業 用設備		8
5.	家具又は装備品製造業用設備		11
6.	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設 備		12
		デジタル印刷システ ム設備	4
		製本業用設備	7
7.	印刷業又は印刷関連業用設備	新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設 備	3
		その他の設備	10
		その他の設備	10
		臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物 製造設備	5
		塩化りん製造設備	4
		活性炭製造設備	5
8.	化学工業用設備	ゼラチン又はにかわ製造設備	5
		半導体用フォトレジスト製造設備	5
		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏 光板用フィルム製造設備	5
		その他の設備	8
9.	石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
10.	プラスチック製品製造業用設備(他の 号に揚げるものを除く)		8
11.	ゴム製品製造業用設備		9
12.	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造 業用設備		9

13.	窯業又は土石製品製造業用設備		9
		表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
14.	鉄鋼業用設備	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材 又は鋳鉄管製造業用設備	9
		その他の設備	14
15.	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11
	开	その他の設備	7
16.	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
		その他の設備	10
17.	はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)製造業用設備(第20号及び第22号に掲げるものを除く。)		12
18.	生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。)製造業用設備(次号及び第21号に掲げるものを除く。)	金属加工機械製造設備 その他の設備	9 12
19.	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。)		7
		光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。) 製造設備 プリント配線基板製	6
20.	電子部品、デバイス又は電子回路製造 業用設備	造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は 半導体素子製造設備	5
		その他の設備	8
21.	電気機械器具製造業用設備		7
22.	情報通信機械器具製造業用設備		8
23.	輸送用機械器具製造業用設備		9
24.	その他の製造業用設備		9

25.	農業用設備			7
26.	林業用設備			5
27.	漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)			5
28.	水産養殖業用設備			5
		石油又は天然ガス鉱	坑井設備	3
29.	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備		堀さく設備	6
23.	<u> </u>		その他の設備	12
		その他の設備		6
30.	総合工事業用設備			6
		電気業用水力発電認	设備	22
		その他の水力発電設	t備	20
		汽力発電設備		15
		内燃力又はガスター	ビン発電設備	15
0.1	录与光田礼供	送電又は電気業用 変電若しくは配電設 備	需要者用計器	15
31.	電気業用設備	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	柱上変圧器	18
			その他の設備	22
		鉄道又は軌道業用変	15	
		その他の設備	主として金属製のもの	17
			その他の設備	8
		製造用設備		10
	ガス業用設備	供給用設備	鋳鉄製導管	22
			鋳鉄製導管以外の導管	13
32.			需要者用計量器	13
			その他の設備	15
		その他の設備	主として金属製のもの	17
			その他のもの	8
33.	熱供給業用設備			17
34.	水道業用設備			18
35.	通信業用設備			9
36.	放送業用設備			6
37.	映像、音声又は文字情報制作業用設 備			8

		스 41 기 시 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기		_
38.	鉄道業用設備	自動改札装置		5
0.0	*************************************	その他の設備		12
39.	道路貨物運送業用設備			12
40.	倉庫業用設備 			12
41.	運輸に付帯するサービス業用設備			10
42.	飲食料品卸売業用設備			10
43.	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売	石油又は液化石油	ガス卸売用設備(貯そうを除く)。	13
10.	業用設備	その他の設備		8
44.	飲食料品小売業用設備			9
		ガソリン又は液化石	油ガススタンド設備	8
45.	その他の小売業用設備	その他の設備	主として金属製のもの	17
			その他のもの	8
46.		計量証明業用設備		8
	るものを除く。)	その他の設備		14
47.	宿泊業用設備			10
48.	飲食店業用設備			8
49.	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用 設備			13
50.	その他の生活関連サービス業用設備			6
		映画館又は劇場用	設備	11
		遊園地用設備		7
51.	娯楽業用設備	ボウリング場用設備		13
		その他の設備	主として金属製のもの	17
			その他のもの	8
		教習用運転シュミレ	ータ設備	5
52.	教育業(学校教育業を除く。)又は学習 支援業用設備	その他の設備	主として金属製のもの	17
			その他のもの	8
53.	自動車整備業用設備			15
54.	その他のサービス業用設備			12
		機械式駐車設備		10
55.	前掲の機械及び装置以外のもの並び に前掲の区分によらないもの	その他の設備	主として金属製のもの	17
			その他のもの	8

別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表

種類	細目	耐用年数
構 築 物		18 年
機械及び装置		5

別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表

種類	細目	耐用年数
建物及び建物付属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5 年
構築物	風どう、試験水そう及び防壁	5
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7
工具		4
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4
機械及び装置	汎(はん)用ポンプ、汎(はん)用モーター、汎(はん)用金属工作機械、汎(はん)用金属加工機械その他これらに類するもの	7
	その他のもの	4
ソフトウェア		3

別表第七 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表

耐用 年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率	耐用 年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率
年			年		
2	0.500	0.684	52	0.020	0.043
3	0.333	0.536	53	0.019	0.043
4	0.250	0.438	54	0.019	0.042
5	0.200	0.369	55	0.019	0.041
6	0.166	0.319	56	0.018	0.040
7	0.142	0.280	57	0.018	0.040
8	0.125	0.250	58	0.018	0.039
9	0.111	0.226	59	0.017	0.038
10	0.100	0.206	60	0.017	0.038
11	0.090	0.189	61	0.017	0.037
12	0.083	0.175	62	0.017	0.036
13	0.076	0.162	63	0.016	6.000
14	0.071	0.152	64	0.016	0.035
15	0.066	0.142	65	0.016	0.035
16	0.062	0.134	66	0.016	0.034
17	0.058	0.127	67	0.015	0.034
18	0.055	0.120	68	0.015	0.033
19	0.052	0.114	69	0.015	0.033
20	0.050	0.109	70	0.015	0.032
21	0.048	0.104	71	0.014	0.032
22	0.046	0.099	72	0.014	0.032
23	0.044	0.095	73	0.014	0.031
24	0.042	0.092	74	0.014	0.031
25	0.040	0.088	75	0.014	0.030
26	0.039	0.085	76	0.014	0.030
27	0.037	0.082	77	0.013	0.030
28	0.036	0.079	78	0.013	0.029
29	0.035	0.076	79	0.013	0.029
30	0.034	0.074	80	0.013	0.028
31	0.033	0.072	81	0.013	0.028
32	0.032	0.069	82	0.013	0.028
33	0.032	0.067	83	0.012	0.028
34	0.030	0.066	84	0.012	0.027
35	0.029	0.064	85	0.012	0.027
36	0.028	0.062	86	0.012	0.026
37	0.027	0.060	87	0.012	0.026
38	0.027	0.059	88	0.012	0.026
39	0.027	0.057	89	0.012	0.026
40	0.025	0.056	90	0.012	0.025
41	0.025	0.055	91	0.012	0.025
42	0.025	0.053	92	0.011	0.025
43	0.024	0.052	93	0.011	0.025
44	0.023	0.052	94	0.011	0.025
45	0.023	0.051	95	0.011	0.024
46	0.023	0.049	96	0.011	0.024
47	0.022	0.049	96	0.011	0.024
47		0.048	98	0.011	0.023
	0.021	0.047	98		
49 50	0.021		100	0.011	0.023
	0.020	0.045	100	0.010	0.023
51	0.020	0.044			

★ 「短縮耐用年数」

法定耐用年数は、標準的な資産を対象とし通常の作業条件等を基礎として定められているため、法 定耐用年数により償却限度額を計算することが実情に即さない場合があります。

このようなことから、法人又は青色申告者の有する減価償却資産が<u>一定の事由</u>のいずれかに該当するとき、その使用可能期間が法定耐用年数に比しておおむね1割以上短いこととなった場合において、その該当する減価償却資産の使用可能期間を基礎としてその償却限度額を計算することについて、納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、その承認を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度、又は各年の償却限度額の計算については、その承認に係る使用可能期間(短縮耐用年数)をもって法定耐用年数とみなすものとされています。

* 一定の事由

- (1) その資産の材質又は製作方法が、これと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること。
- (2) その資産の存する地盤が隆起し又は沈下したこと。
- (3) その資産が陳腐化したこと。
- (4) その資産がその使用される場所の状況に基因して、著しく腐食したこと。
- (5) その資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して、著しく損耗したこと。
- (6) (1) ~ (5) までに揚げる事由以外の事由が大蔵省令で定めるもの。

★ 「見積耐用年数」

法定耐用年数は、減価償却資産を事業の用に供した時以外におけるその資産の効用持続期間をいうものとされることから、他のものにおいてすでに事業の用に供されていたいわゆる「中古資産」を取得した場合にも、なお、その耐用年数を法定耐用年数によることとしたのでは酷になる場合があります。

そこで、税務会計においては、中古資産を事業の用に供した時以後の使用可能期間は何年であるか を見積り、その見積った年数を耐用年数として償却限度額の計算をすることができることとされてい ます。

法人が、その取得した中古資産を事業の用に供するにあたって、改良等のために支出した金額がその資産の再取得価格の 100 分の 50 相当額を超える場合には、見積耐用年数によるということはできず、法定耐用年数により償却限度額を計算すべきこととされています。

計算した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数とし、その計算した年数が2年に満たない場合には、2年をその残存耐用年数とすることとされています。

- (ア) 法定耐用年数の全部を経過した中古資産
 - これについては、その法定耐用年数の100分の20に相当する年数
- (イ) 法定耐用年数の一部を経過した中古資産

これについては、その法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の 100 分の 20 に相当する年数を加算した年数。

例えば、法定耐用年数 30 年の構築物で建築後 12 年を経過したものを取得した場合には次の計算によりその残存耐用年数は 20 年となります。

 $(30 年 - 12 年) + (12 年 \times 20/100) = 20 年$

なお、この(ア)又は(イ)により残存耐用年数を見積る場合に、その経過年数があきらかでないときは、その資産の構造、型式、表示されている製作の時期等を勘案してその経過年数を適正に見積るものとされています。